

「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」官民協働発行业務プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」官民協働発行业務に係る協定の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名

「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」官民協働発行业務

(2) 事業内容

大津市に妊娠届出をした妊婦等を対象に、現行の「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」、産前・産後に利用できる本市の母子保健サービス情報及び妊婦のための支援給付の3つの内容を包含した新たなパンフレット形式の「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」（以下「子育てガイド」という。）を発行するにあたり、協働発行业務者が募集する広告収入による作成を行う方法により、編集・印刷等の経費を市が負担することなく実施する。

(3) 事業期間

制作期間 協定締結日から令和8年3月23日まで

配布予定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 配布方法

妊娠届出時及び転入時の面談を受ける妊婦等を対象に子育てガイドを手交する。

(5) 作成予定部数及び納品

ア 3,000部

イ 納品は本市の指示する方法により梱包し、指定する場所へ令和8年3月23日までに納品すること。

(6) 構成

区分	内容	割合
行政情報	参考資料1及び参考資料2並びに大津市母子保健サービスの情報	60%以上
広告	企業等の広告	40%以下

※割合については、全紙面に占める面積割合とする。

3 事業経費

本事業に要する一切の経費は、提案者が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、大津市は費用を負担しない。ただし、大津市が提案者に提供する行政情報に係る経費は大津市の負担とする。

4 実施形式 公募型プロポーザル方式

5 日程

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年8月14日(木) |
| (2) 質疑受付締切 | 令和7年8月21日(木)(午後5時まで) |
| (3) 質疑回答予定 | 令和7年8月28日(木) |
| (4) 参加申込書等の提出締切 | 令和7年9月4日(木)(午後5時まで) |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和7年9月9日(火) |
| (6) 企画提案書等の提出締切 | 令和7年9月18日(木)(午後5時まで) |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和7年9月26日(金) |
| (8) 審査結果通知 | 令和7年10月1日(水) |

(注) 企画提案書の提出は、令和7年9月4日(木)までに参加申込書等の提出いただき、送付された参加資格審査結果通知で参加資格を確認いただいた後となります。

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、この募集開始の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の(1)から(8)の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が本市に存する場合に限る。))、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあっては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
 - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

- (8) 市に入札参加申請書を提出していること
- (9) 参加者は、候補者決定までの間に、前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

大津市ホームページより質問書（様式6）をダウンロードし、電子メールで提出すること。

※電子メールの件名に、「プロポーザル質問、送信日、商号または名称」を必ず記載すること。また、電話等で送信した旨伝え、担当課に着信したことを確認すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

- (2) 提出期限 令和7年8月21日（木）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先 大津市こども未来部こども総合支援局母子保健課
電子メール：otsu1475@city.otsu.lg.jp
- (4) 回答方法 大津市ホームページに掲載する。
令和7年8月28日（木）予定

※ジャンル「事業者向け」→「入札・契約」→「プロポーザル」→「募集中のプロポーザル」

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）、大津市広告掲載要綱等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 誓約書（様式2） 1部
- ウ 法人等の概要（様式3） 1部

- (2) 提出期限 令和7年9月4日（木）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送に限る。

持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

大津市こども未来部こども総合支援局母子保健課 母子保健係
〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津2階

9 参加資格審査の結果通知

- (1) 結果通知 令和7年9月9日（火）予定
- (2) 通知方法 全ての申込者に電子メール及び文書により通知する。
参加申込みした者の参加資格を、実施要領に基づき審査する。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）、大津市広告掲載要綱等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- | | |
|-------------------------|----|
| ア 企画提案書（様式4） | 6部 |
| イ 誌面見本（様式自由） | 6部 |
| ウ 官民協働発行事業類似事業実績調書（様式5） | 1部 |

(2) 提出期限

令和7年9月18日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送に限る。

持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けるものとする。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

大津市子ども未来部子ども総合支援局母子保健課 母子保健係
〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津2階

11 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書記載事項

企画提案書（様式4）により提出すること。ただし、項目毎の記載があれば任意様式にて提出することを妨げない。任意様式の場合は、A4判、長辺綴じとし、表紙に「「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」官民協働発行事業企画提案書」と記載し、余白に会社名等を記入すること。

ただし、表紙以外は提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

(2) 留意事項

- ア 企画提案者は専門的な知識がない者でも理解できる表現にすること。
また、可能な限り詳細に記載すること。
- イ 必要に応じて補足資料の提出を求めることがある。
- ウ 企画提案書は、1者につき3案まで提出可とする。

1 2 誌面見本作成方法

次の項目についての誌面を作成すること。

- ア 子育てガイドについては、「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」官民協働発行事業プロポーザルの配布書類の「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）2025」（参考資料1）及びこども家庭庁「子育てガイドのイメージ（妊娠期）」（参考資料2）を参考に、広告のページも含めて作成すること。
- イ A4判、フルカラーで表・裏表紙含めて8ページで作成すること。
- ウ 用紙については材質を問わないが、実際に使用する規格で作成すること。

1 3 審査方法

企画提案書等による書面審査及びプレゼンテーション審査とし、事前に定めた審査基準によりプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が審査し、協定候補者及び順位候補者を選定する。プレゼンテーション審査は、以下の日程で行う。

- ア 審査方法 書面審査及びプレゼンテーション審査により行う。
- イ 審査日 令和7年9月26日（金）時間等詳細は別途通知する。
- ウ 会場等 WEB会議形式により実施する。

なお、WEB会議で使用するアプリケーションはWebexを予定しており、提案者がPCで利用する場合はブラウザ(Google Chrome、IE等)で利用できるが、タブレットやスマートフォンで利用する場合は、事前にアプリケーションをインストールすること。なお、Webexのインストールや利用にあたり、利用料等の負担はないが、通信料は提案者の負担とする。

- エ 説明時間 20分以内
- オ 質疑応答 15分以内
- カ 参加人数 4人以内（担当者及び責任者は必ず出席すること。また、当該業務の担当者が説明すること。）
- キ 審査基準 本書第14項の審査項目及び審査内容のとおりとする。

※ 事前の接続テスト及び審査当日の時間等は別途、通知する。

※ 当日、電波障害等で、説明時間途中で中断した場合は、最終の提案説明者が終了した後に、再度、残りの時間分の説明時間を確保する。

※ 電子データによる提案説明を行う場合、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による項数の変更及び構成の変更は妨げない。電子データは、画面表示と同様のものを9月22日（月）午後3時までに電子メールで提出した資料に限り使用を認める。ただし、送信後、必ず電話等で送信した旨を伝え、大津市こども未来部こども総合支援局母子保健課に着信したことを確認すること。

※ プレゼンテーションにおいて、デモ画面上での記載は行わないこと。

1.4 審査項目及び審査内容

選考にあたっては、企画提案書類等及びプレゼンテーションをもとに、以下の審査内容で評価し、採点する。

ア 評価項目及び評価内容は次の表のとおりとする。

【評価項目及び評価内容】

評価項目	評価基準	配点
1 事業実施の体制	(1) 事業に従事する組織体制・人員構成について	10点
	(2) 危機管理体制及び苦情対応について	
2 制作等スケジュール	制作から納品までの全体スケジュールについて	5点
3 子育てガイド制作に係る提案方針	(1) 子育てガイド制作の基本方針について	12点
	(2) 子育てガイドのコンセプト、創意工夫について	
4 広告主の見込数及び募集方法	・広告収入の見込数の把握、事業の確実性について ・募集方法について	5点
5 類似事業の実績	類似事業の実績について	3点
6 誌面見本	(1) 内容の読み取りやすい誌面か	15点
	(2) 情報を確認しやすい構成か	
	(3) ・誌面のデザインは子育てガイド制作の趣旨に沿っているか ・用紙の規格は市民に配布するものとして適したものか	
評価点数合計		50点

イ プロポーザル審査委員が審査した審査票を集計し、下記の基準を満たしたものを合格とし、合格者の中で最高得点の者を協定候補者に決定する。

- (ア) プロポーザル審査委員全員の全評価項目の合計点数が、配点合計の100分の60以上であること
- (イ) 「5 類似事業の実績」を除く各評価項目において、審査委員が3名以上評価点数に1点がないこと

1.5 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年10月1日（水）予定

1.6 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 提出された書類は、協定候補者選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

1 7 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの協定候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 8 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、こども未来部こども総合支援局母子保健課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、協定候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、協定候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 9 配布書類

(1) 「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」官民協働発行事業実施要領

(2) 「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」官民協働発行事業仕様書

- (3) 企画提案書記載要領
- (4) 参加申込書（様式1）
- (5) 誓約書（様式2）
- (6) 法人等の概要（様式3）
- (7) 企画提案書（様式4）
- (8) 官民協働発行事業類似事業実績調書（様式5）
- (9) 質問票（様式6）
- (10) 辞退届（参考様式1）
- (11) 「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）2025」（参考資料1）
- (12) こども家庭庁「子育てガイドのイメージ（妊娠期）」（参考資料2）

20 問合せ先

〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号明日都浜大津2階
こども未来部こども総合支援局母子保健課 母子保健係
担当：母子保健係 藤本
電話：077-511-9182
電子メールアドレス：otsu1475@city.otsu.lg.jp